

新潟市立図書館資料収集要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市立図書館条例第1条に規定する事業を円滑に行うため、新潟市立図書館における資料の収集に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中心図書館

中心図書館とは、区を中心拠点として直接利用者に情報、資料提供を行うと同時に、区内の地区図書館を支援する役割を持つ図書館をいう。

(2) 地区図書館

地区図書館とは、前号に記載の図書館以外の、直接住民に情報、資料提供を行う図書館をいう。

(3) 地区図書室

地区図書室とは、地区住民のより身近なサービスポイントとして、貸出を中心に資料提供を行う図書室をいう。

(基本方針)

第3条 収集の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 市民の生涯学習を支えるため、市民の要望及び社会的な動向に配慮し、市民の教養、調査研究、レクリエーション、ビジネス及び日常の生活に役立つ資料を収集する。
- (2) 著者の思想的、宗教的及び党派的立場にとらわれることなく、多様な観点に立って幅広く資料を収集する。また、図書館職員の個人的な関心や好みによって選択しない。
- (3) 資料の収集にあたっては、新潟県立図書館をはじめ新潟県内の公立図書館や大学図書館、その他の類縁機関との連携や協力を努める。
- (4) 蔵書に対する市民からの要望や意見を資料収集に生かすように努める。

(資料選択の方法)

第4条 資料の選択はこの要綱に基づき、現物資料及び出版情報等により図書館職員で構成する選書会議で選択し、図書館長が決定する。

(収集資料の種類)

第5条 収集する資料の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般図書
- (2) 児童図書及び児童図書研究資料
- (3) 青少年用図書
- (4) 参考図書(事典, 辞典, 年鑑, 白書等)
- (5) 郷土資料, 行政資料
- (6) 特別コレクション
- (7) 外国語資料
- (8) マンガ
- (9) 図書館利用に障がいのある人のための資料
- (10) 逐次刊行物(新聞, 雑誌等)
- (11) 視聴覚資料
- (12) 電子書籍
- (13) その他

(中央図書館の収集資料)

第6条 中央図書館は市民の生涯学習を支える拠点として, 中心図書館, 地区図書館及び地区図書室を支援し, 新潟市立図書館全体の体系的な資料収集に努める。また, 学校図書館支援の拠点としての資料の収集にも努める。

2 中央図書館で重点的に収集する資料は次のとおりとする。

- (1) 市民の疑問や調査研究に応えるための資料

自己判断, 自己責任の傾向が強まる中, 暮らしの中で生じた様々な疑問の解決や調査研究に役立つ資料や情報を収集する。また, 仕事での活用と就職, 転職や起業等に役立つビジネス関係資料や情報を収集する。

最新の情報を提供するため, オンラインデータベース等の充実に努める。

- (2) 子どもの生きる力を育むための資料

次代の新潟を支える心豊かな子どもを育むために, 子どもが本の楽しさに出合い, 自ら考え, 学ぶ力を育むことができるような児童図書を充実するとともに, 子どもの読書活動を支える人材を育むための児童図書研究資料を収集する。

また, 学校図書館への支援に必要な資料を収集する。青少年に対しては, 読書の楽しさを伝え, 広い視野と豊かな感性を育てる資料収集すると共に, 親しみやすい資料の収集にも努める。

- (3) 市民が主体となったまちづくりを進めるために役立つ資料

地域文化の掘り起こしや継承, 新しい新潟の文化の創造に役立ち, 市民が

主体となったまちづくりを進めることができるよう、郷土資料、行政資料を収集する。また、坂口安吾を中心に、新潟市にゆかりのある全国的に著名な文学者の著作及び研究資料を収集する。

(4) 図書館利用に障がいのある人のための資料

一般の資料を利用することが困難な市民に対して、大活字本、録音図書等を収集する。

(中心図書館、地区図書館及び地区図書室の収集資料)

第7条 中心図書館、地区図書館及び地区図書室は、その施設の規模、地域性及び機能に応じた蔵書構成に留意し、新潟市立図書館として体系的な資料の充実に努める。

(1) 中心図書館

地域住民の図書館として、教養、レクリエーション、ビジネス及び日常生活に役立つ資料、児童書その他、調査研究に役立つ資料を収集する。また、各地域の特性に応じた資料収集に努める。

(2) 地区図書館

生活に身近な図書館として、教養、レクリエーション、ビジネス及び日常生活に役立つ資料、児童書その他、簡易な調査研究に役立つ資料を収集する。

また、生涯学習センター図書館は、生涯学習センターと国際友好会館に併設された図書館としての特性を生かし、市民の生涯学習を支える資料のほか国際交流、国際理解及び国際協力に関する資料に重点を置いた収集に努める。

(3) 地区図書室

レクリエーションや日常生活に役立つ資料及び児童書を収集する。

(寄贈資料の収集)

第8条 寄贈資料は、この要綱に基づき、所蔵の有無や資料の状態、今後の利用の予測等を考慮して、受入を決定する。

(選書基準)

第9条 選書基準は別に定める。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、資料収集に関する事項については、中央図書館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月16日から施行する。